

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第172号

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ラクト健康・文化館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	1,400	円	を	1,440	円	に,
	730			750		
	730			750		
	1,200			1,230		
	3,600			3,700		
	3,600			3,700		

レーザーディスクプレーヤー		2,400	を
有料ロッカー	1個につき3箇月	3,000	

有料ロッカー	1個につき3箇月	3,080	に改め, 同表備
--------	----------	-------	----------

考を同備考1とし, 同備考に次のように加える。

- 2 有料ロッカーに係る利用料金の上限額は, 月の中途に利用を開始した場合においても, その月の初日から利用を開始したものとみなして計算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 平成26年4月1日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市ラクト健康・文化館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は, この規則の施行前においても行う

ことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用料金について適用し、同日前の利用料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、利用期間の末日が平成26年5月31日以前である有料ロッカーに係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)